

一般社団法人 長崎県知的障がい者福祉協会

令和元年度 長崎県サービス管理責任者等更新研修 実 施 案 内

1. 目的

障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の適切かつ円滑な運営に資するため、最新の行政動向や制度改正等の知識を得ると共に、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者（以下「サービス管理責任者等」という。）の業務内容を振り返り、知識・技術の更なる底上げを図ることを目的としております。

2. 実施主体

一般社団法人 長崎県知的障がい者福祉協会

3. 研修日

令和2年1月15日（水） または 令和2年1月16日（木）

※同じ内容ですので、いずれかの日程でお申込みください。

4. 研修カリキュラム概要（予定）

研修カリキュラムの内容は、別紙の通りです。

今後変更となる可能性があります。

5. 受講対象者

平成18年度から22年度までにサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修を受講された方で、サービス管理責任者として従事している方又は従事する予定の方（複数の分野のサービス管理責任者等研修を受講された方は、初回の研修受講年度で判断してください。）。

平成31年4月から研修制度が改正され、平成18年度から30年度までにサービス管理責任者等研修を受講された方は令和元年度から5年度までの間に更新研修を受講しなければ、引き続きサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として業務に従事することができなくなりましたが、特定の年度に受講者が集中することがないよう、受講対象者を以下のとおりとしています。

※対象年度については下記の限りではありません。ただし受講決定の優先順位は下がります。

年度	受講対象者
元年度	平成22年以前（平成18年度～平成22年度）
2年度	平成23年度から26年度
3年度	平成27年度から28年度
4年度	平成29年度
5年度	平成30年度

6. 研修会場

ながさき看護センター／長崎県諫早市永昌町23番6号

7. 募集定員 160名（1/15（水）80名 ・ 1/16（木）80名）

※2回に分けて開催します

8. 受講お申込み方法

一般社団法人長崎県知的障がい者福祉協会のホームページ「お知らせ」の「令和元年度長崎県サービス管理責任者等更新研修申込書」に、必要事項を記入・押印のうえ、必要書類を添えて下記申込先あて郵送してください。申し込み期限を過ぎたもの、FAXによる申込みについては受付いたしません。

*受講申込には、原則として、法人代表者又は施設長からの推薦が必要です。

*書類の作成にあたっては、別紙「受講申込書等作成上の留意事項」を必ずご参照ください。

特に、氏名・生年月日は修了証書に記載されますので、お間違いのないよう作成願います。

また、空欄記載は「該当事項なし」として処理します。

*申込み内容について、確認のお問い合わせをさせていただく場合があります。

*身体障害等により受講に際して特別の配慮を希望される方は、受講申込書の記載欄に必ずご記入頂き、早めの連絡にご協力願います。なお、要望内容によっては十分な対応ができない場合がございますので、ご承知ください。

【ご提出書類（郵送）】

① 受講申込書（推薦書）

※申込書は「サービス管理責任者用」と「児童発達支援管理責任者用」の2種類がありますのでご注意ください。

② サービス管理責任者等研修修了証書の写し

【お申込み・ご郵送期限】

令和元年11月22日（金）消印有効

*お持ち込みでの申し込みはお受けできません。必ず郵便にてお申込み願います。

【提出書類宛先】

〒852-8555 長崎県長崎市茂里町3番24号

（長崎県総合福祉センター社協棟 2F）

一般社団法人 長崎県知的障がい者福祉協会 宛

9. 受講者の決定・通知

（1）通知予定日

各法人の代表者若しくは各所属長あてに受講決定通知書を送付いたします。

※（令和元年12月6日（金）郵送予定）

受講者の決定は先着順ではなく、書類選考となります。募集定員を超えた場合、長崎県と協議の上受講者を決定いたします。

（2）事前課題（受講決定者）

受講決定者には、事前課題を課します。

ホームページ掲載の「事前課題の作成要領」をよく読んで取り組んでください。

提出のない方は修了証書を交付出来ませんのでご注意ください。

10. 受講料

・受講料 20,000円

受講決定通知書へ記載されております指定の期日までに、指定の口座へ受講料をお振込みください。期日までにお振込みがない場合、受講決定は取り消しとなりますのでご注意ください。

研修会場までの受講者の旅費及び滞在費につきましては、受講者各自にてご負担いただきますようお願いいたします。

なお、お振込み後の受講者都合によるキャンセルの場合、受講対象者の要件を満たしていないと判明した受講取り消しの場合は受講料の返金は致しませんのでご了承ください。悪天候や主催者側の都合により開催できない場合については、当協会の規定により返金することもあります。

1 1. 個人情報の取扱いについて

受講申込書により知り得た受講者個人の情報は厳重に管理したうえ、受講管理、修了証書の発行、討議用小グループ編成にのみ使用することとします。

ただし、受講者間の連携と交流を図るとともに、受講者に対し、討議用に編成した小グループを周知するため、受講者氏名及び所属事業所等を掲載した名簿を作成のうえ掲示または配布すること、及び、研修終了後、長崎県に修了者氏名及び所属事業所等について情報提供することとしておりますので、その旨ご了承ください。

1 2. 修了証書

研修の全課程を修了した者に、長崎県指定研修事業者の修了証書を交付いたします。

ただし、定められた全科目を受講することを修了の条件とします。遅刻または早退等により、講義および演習の内容が十分に修得されていないと認められる者、もしくは、私語・居眠りなど受講態度が著しく不良の者は欠席とみなし、修了証書は交付できません。また、虚偽の内容により申し込みをしたと判断された場合は、修了証書の発行後であっても、修了の取消等の措置をとることといたします。

1 3. 問い合わせ先

(1) 研修申込みに関すること（土日祝を除く9時～18時）

〒852-8555 長崎県長崎市茂里町3番24号（長崎県総合福祉センター内）

（一社）長崎県知的障がい者福祉協会 事務局

<TEL> 095-842-7007

<FAX> 095-842-7008

<Mail> na-fukushi@vivid.ocn.ne.jp

(2) 制度に関すること

長崎県 福祉保健部 障害福祉課

〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3番1号

<TEL> 095-895-2455